

## 2024日高教秋季独自要請行動

政府予算確定期に向けて、文科省・総務省・厚労省・財務省・子ども家庭庁  
及び国会議員に要請！

日高教は、11月5日、令和7(2025)年度政府予算編成期を目前に控え、教育環境の充実、教職員の待遇及び勤務条件等の改善等をめざして、中央委員・中央執行部・各県教財部長を中心とした26名による「日高教秋季独自要請行動」を実施した。文部科学省・総務省・厚生労働省・財務省及び今回から子ども家庭庁も加えた関係各省庁に対して、各県の状況を踏まえた要請を行った。また、各単組において各県選出国會議員要請行動も実施した。関係各省庁の主な要請内容及び回答は以下の通り。

## 〈文科省委請〉

文科省からは、初等中等教育局財務課給与総括係長（併）給与企画係長、初等中等教育局財務課定数企画係長、初等中等教育局財務課校務調整係長、スポーツ庁地域スポーツ課企画係長、文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室文化活動振興係長の5名が参加した。日高教からは橋本中央執行委員長（徳島）ら6名が参加した。



要望書を手交する橋本中央執行副委員長

日高教：1. 令和7(2025)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1学級あたりの標準生徒数を全日制課程30人、定時制課程20人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、1人あたりの担当授業時数が、週15時間以下になるよう、取り組まれたい。

文科省：高等学校における教職員定数については、基礎的な部分に加えて個々にかかる問題解決のための加配定数が措置されており、全額が一般財源、地方財政措置となっている。令和4年度の学校教員統計調査によると、公立高等学校の授業担任の週の平均授業時数は約14時間程度となっている。一方で、学校基本調査によると、全日制においては1学級当たりの生徒数が35人となっており、今回要請いただいている30人よりは多い状況である。一方で、高校の教職員定数は県全体で定数算定しているため、まずは教職員定数の総数のなかで各学校の教育の特性や生徒の実態を踏まえながら、設置者の方で効果的な教職員配置を行っていただきたいと考えている。各都道府県の担当者と話をするなかで、高校の小規模化がかなり進み、それに伴い定数も減っている現状があり、このような状況下でも、特色ある教育をしなければならないという苦しい状況にあると聞いている。令和6年度の加配定数についても、小規模校に優先的に配置する取り組みも行っているが、総数に限りがあるため全体には行き届いていない状況がある。総務省に対しても加配定数の改善要望は出しているが厳しい状況である。総務省にとっては地方からの声というのが重要であるため、ぜひ各単組からも地方財政措置の拡充について働きかけをしていただけるとありがたい。思いとしては、引き続き一緒に進めていきたい。

日高教：全日制は40人が標準となっているが、40人学級ではとても厳しい状況がある。徳島県においては、実際には学校の努力で30人以下にして運用している学校もある。例えば120人を4学級に分けるなど、学校や教員の努力によって少人数にしている現状がある。現場では18人から22人程度の学校もあるため、高校段階においても学級編成の標準を下げてくださいようお願いする。

文科省：教職員定数については、具体例として120人を4クラスに分けているということだが、義務教育も同様であるが、国の標準法を超える独自の学級編成は、基本的にプラスアルファの部分は各任命権者で定めることになっている。これは、義務と高校共通のルールである。具体例の120人であればなかなか定数を稼ぐのは難しさもある。学校を存続させるには、一定のきめ細かな指導であったり、特色ある指導を行わなければならないかと課題がある。この辺りの課題は文科省としても認識している。必ずしも教職員に限らず外部人材などいづれにしても公立高校の定数を含めた体制整理というのは、しばらく大きく改善できていないため、しっかりと課題意識を持って引き続き意見交換をさせていただきたい。

日高教：1. 令和7(2025)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(2) 教職調整額13%を確実に実現されたい。また、新たな職の創設については、現在の2級給料表の引き下げにつながらないよう、取り組まれたい。

文科省：11月3日に報道がなされたことについて、本日午前大臣が会見をしており、どの様な発言をしているかはまだ把握していない。そのうえで、要望にいただいている「教職調整額13%」については、概算要求前から説明している通り、小中高に差があり、国費であれば財務省、地方費であれば総務省になるが、教職調整額13%や学級担任手当等については文科省から要望しており、現在調整中である。現時点において確定していることはないが、文科省としても、当然この要求が大事なものであることは理解しており、しっかり進めていきたい。新たな職の創設については、先週に大臣記者会見の報道がなされたが、文科省としては2級の給料表を引き下げることには考えていない。当然、給料表は自治体に裁量があり、国で上げ下げを決めるものではない。今回の概算要求については令和8年度の創設を考えており、令和7年度の概算要求には出てきていないが、現状では6,000円程度の月額を引き上げるイメージを考えている。これに伴い、例えば2級の給料表を引き下げ、財源に充てるのではないかと懸念もあるかもしれないが、文科省として現時点では、そのようなことをして追加的な分として要求することは全く考えていない。2級の給料表の金額を据え置いて、新しい職に必要な額を要求していく。

日高教：教職調整額については、昭和49年、元々教員の給料が低かった時代に入確法により給料が引き上がった。その後、行政職の本給を調整していく過程で相対的に教員の給与が下がっていった。さらに平成18年頃の構造改革によって公務員の給料が大幅に下がったため、行政職と教員の給与の差がほとんどなくなってしまった。教員というのは教科の専門性が非常に高い業務である。このような教育専門職に対する給与の位置づけが教職調整額13%だと考えている。残業手当については、教職調整額と切り離したうえでの手当であると考えている。

日高教：1. 令和7(2025)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(3) 教員業務支援員の配置について、学校教育活動の充実と働き方改革が実現できるよう、十分な予算措置を講じられたい。また、高校段階における部活動指導員と部活動の地域移行については、働き方改革の促進の観点からも各自治体への支援を拡充されたい。

文科省：教員業務支援員については、都道府県政令市に配っている補助要綱上、高校も対象となっている。高校を所管しているのは基本的に都道府県または指定都市である。各都道府県政令市において適切に補助金を活用していただき、高校にも教員業務支援員を適切に配置していただきたい。

高校段階における部活動指導員については、文科省としても非常に重要だと考えている。地財措置により各自治体で活用し配置されている。来年度も必要な額を確保できるように引き続き調整を図ってまいりたい。部活動の地域移行については、子どもたちにスポーツ文化活動の機会を確保することにおいて非常に重要だと考えている。現在は、令和4年12月に出したガイドラインにおいて公立の中学校を対象としながら進めていくということで、令和5年から7年の改革推進期間における取り組み行い、実証事業を含め進めているところ。高校においては、学校のそれぞれの特色があり多様な教育活動が行われている状況がある。また、公立の中学校においては実際に取り組みが進んでいないなどの課題もあり苦戦している自治体もある。まずは、中学校において集中的に取り組みを進め、引き続き実証事業を行っていく。数年後にはこういった中学生が高校生になるため、文科省として高校における地域移行について現在の実証事業の状況や、関係各所団体の要望などを聞きながら検討を進めていきたい。



文科省交渉の様子

日高教：勤務校では、教員業務支援員の事業の一環で教育学部の大学生を愛媛県で採用している。松山市内では7校、各校に5名ずつ配置されている。愛媛大学の教育学部との連携事業で、教員養成の取り組みの一環で3年目になる。印刷業務など任せることができ大変助かっている好事例である。これに携わった学生が教員採用試験に合格したとも聞いており、現場教員としても嬉しく思う。ただし、この取り組みは松山市のみの取り組みとなっている。他の市町ではなかなかこのような人材はいないため一般の方々をお願いする必要があるが、給料の引き上げなど魅力を高めなければならないと考える。予算の拡充など文科省としても取り組みを支援していただきたい。

文科省：教員業務支援員については、国費1/3、地方費2/3となっている。補助単価については今まで1,000円だったところ、引上げという形で概算要求を出している。引き続き補助単価を少しでも引き上げられるよう事務折衝してまいりたい。今後も団体からの要望をいただきたい。

日高教：部活動指導員について中山間地域の学校では、部活動指導員になる人材が不足している。人口が少ない中山間地域や小さな町、小さな学校において人材を探すことは限界を感じている。実際に勤務校のバスケットボール部に配置されているものの、年間で120時間程度に勤務時間が設定されているが、11月時点で残りが0時間となってしまっている現状がある。基本的に土日中心で担っていただいているのにこのような状況がある。高校段階における部活動の地域移行を進めるためには、指導員の時間であったり予算であったりの拡充をお願いしたい。

単独引率については、実際には単独で部活動指導員が引率を行っているかと言えばそうではなく、教員も一緒に引率をしており、生徒に何かあったときなどは教員が対応した方が良いという観点で、結局、時間外の業務が増えていることは依然としてある。しかしながら、部活動指導員の活用は教員にとってプラスになると考えているため、やはり時間と予算の拡充をお願いしたい。

文科省：部活動指導員については、必要な時間や予算が担保できていないということで、文科省としても引き続き調整を図ってまいりたい。人材確保については、地域移行の方で自治体から課題が出てきているのが現状である。島根県では、昨年度人材バンクを作り、部活動指導員や外部指導者など地域の人材を広く集める取り組みをしているとの報告を受けている。そういった取り組みと連携することや、実証事業を進める中で地域の人材確保が課題となっており、それをどのように確保していくのかを自治体の取り組みを踏まえて研究し、課題解決の方向を検討してまいりたい。

日高教：島根県の人材バンクは、先日県教委に確認したところ実施していないと回答を得ている。

日高教：3. 公立学校教職員の定年引上げにおいては、総務省等と連携し、現在の暫定再任用制度等も担保した予算を確保されたい。特に、教職員の業務の特殊性及び同一労働同一賃金の観点から、定年引上げ対象者と暫定再任用等の賃金格差を、各種手当ての見直しなどにより是正されたい。また、給与カーブの変更も必要であることから、55歳以上の原則昇給停止の見直しを図られたい。

文科省：職務給の原則、均衡の原則を踏まえながら、条例で適切に定めるものとなっており、自治体の判断による。そのうえで、総務省からも出ているが、暫定再任用ということで定年延長の制度が隔年で上がっていきなめで、新しい給与体系をどのようにしていくのか人事院の方で国家公務員について引き続き検討している。この様な状況を注視し、情報提供等をしていく。

日高教：4月の給料日に60歳以上の方が、給与が大幅に減少したという声をよく聞く。さらに、60歳の方が学年主任を担ったり、校内の重要な役職に就くことが多い。そういった方が業務を担うことに対して拒否をしたり、時間講師で勤務したいという考えを示すこともある。実際に退職されてしまうと校務が回らないというのが現状としてある。やはりこの給与体系については、人材流出を防ぐためにも、ぜひとも改善していただきたい。

文科省：給与面については、先ほどの指摘の通り、専門性を踏まえて文科省としては財務省に要求しているところである。人確法制定時の一般行政職との差を踏まえながら13%という要求をしているが、これまで行政職の給与制度が変わってきたり、例えば現状の時間外勤務手当が昔に比べれば支給されるようになったとの声も聞かれるが、なかなか昭和55年と比較するのかというのは難しいと考えるが、少なくとも文科省としては、まだまだ必要だということで要求をしている。これについては人事院勧告とは別に取り組んでいる事柄である。仮に13%への引き上げとなれば再任用の方々も適用される。また、学級担任手当のようなものも、仮に再任用の方が担任を担えば支給されることになる。教職の特殊性に鑑みた処遇であったり、メリハリのある給与体系など全体を通して改善に向かいたいと考えている。

## 〈総務省要請〉

総務省からは、総合通信基盤局電波部移動通信課 課長補佐、同 業務第一係長、電気通信事業部基盤整備促進課 振興係長、地域力創造グループ過疎対策室 係長、自治行政局公務員部給与能率推進室 給与第一係長の5名にご対応いただいた。日高教からは金子中央執行副委員長(高知)ら5名が参加した。



要望書を手交する金子中央執行副委員長

### 日高教：1. 地方公務員法第24条2項にもとづき、地方公務員の生活が維持・改善できる給与水準を確保するよう各自治体に助言されたい。

総務省：地方公務員法第24条2項の職能給の原則や教育公務員特例法第13条にのっとり、職務の特殊性に基づき、各地方公共団体が条例で決定している。総務省としては地方公務員法にのっとり、住民の理解と納得が得られるよう、地方公共団体に適切な助言を行っている。

### 日高教：業務の関係で使用せざるを得ない携帯電話等の通信費や交通費(ガソリン代)について、特に地方は自動車での移動が必須であり、自費での持ち出しが多い。人材確保の観点からも各自治体へ必要な財源確保を助言されたい。

総務省：交通費は通勤手当として給与とは別であり、各自治体の民間企業の水準や地域の実情に応じて適切に設定されるものである。

日高教：教員を含めた地方公務員の給与が地方公務員法 24 条 2 項に基づいて、我々の生計費の維持だけでなく、国や他の地方公共団体、そして民間との兼ね合いを見て決定されるべきものだという事は承知している。また、人事委員会での勧告においては令和 5 年、6 年と大幅なベースアップが見られ、それ自体は好意的に受け取っているが、近年の物価上昇に十分見合うものにはなっておらず、生計費の維持という点において懸念をしている。また、教員を含め地方公務員の受験者数が年々減少しており、採用試験の競争率が低下している。近年は公務員においても経験者採用などが増えてきた。受験する方の年齢層が幅広くなっているが、20 代から 40 代の方が仕事を選ぶ上で重視するものは何かを聞いた内閣府の調査を見ると、給与を重視する方が多く、民間企業と公務員を比べた時に給与面の魅力という点で少し遅れを取っていることが原因であると感じている。一方、民間企業では採用が高止まりをしており、初任給の大幅な改善を受け、公務員の現場では優位な人材確保が難しくなっている現状がある。先日のニュースで高知県の公立小学校教員合格者の 7 割が採用を辞退したと報道された。給与面だけではないと思われるが、公務員給与の魅力が民間より遅れを取っている現状がある。そして、毎年人事委員会による勧告で民間給与との差を埋める対応は取られているものの、どうしても後手に回ることになる。地方行政を支える地方公務員に有利な人材を確保するため、地方公務員の給与水準を確保するよう指導助言をしていただけると幸いである。

### 日高教：4. どの地域においても、児童生徒が自宅からリモート授業等をスムーズに受け取ることができるよう、5G基地局、光ファイバ―通信網等の情報通信環境の整備を促進されたい。また、全ての世帯がそれらを利用できるように支援体制を拡充されたい。

総務省：光ファイバー通信網については、条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者が整備する高速大容量無線通信が前提となる。光ファイバー等を整備する費用については、その一部を補助する事業を行っている。今後はその地域の細かな要望を聞きながら、光ファイバーの新規整備を進めてまいりたいと考えている。また、5G基地局については、携帯電話とエリア整備事業という補助事業を通じて、5G基地局の整備の支援を行っている。通信事業者が、5Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のために5G基地局を設置する場合、整備費用の一部補助する事業となっている。5G基地局の整備を通じて、今後とも情報通信環境の整備支援の促進に取り組んでまいりたい。

日高教：県単位でこのような要望をしていく際に、それぞれの地方自治体が総務省からそういった補助事業が受けられるということ認識していない場合が多いと感じる。地方によっては外部のネットワーク回線が細く、500人規模の生徒が一斉にネットワークを使うとなると、校内のアクセスポイントは足りていても、ネットワークが混雑するという話が出ている。地方自治体に申し出ても、地域に広まっているネットワーク自体がそもそも太くないから仕方がないというような回答を受けている県があると聞いた。補助事業については、まだまだ周知されていない現状があると感じるため、ぜひ総務省からも指導助言をお願いしたい。

日高教：現在勤務している矢板高校では、文科省からの通知で様々な事情で授業に出られない子どもたちに対して、リモート授業を単位として認めることを実際に行ってきた。栃木県はネットワーク環境がしっかりと整備され、リモート授業も円滑に実施できており、病院で授業を受けながら卒業できた事例もある。しかし、他の地域ではリモート授業が認められず、単位認定されない、卒業できないといった状況もある。こうしたことが起こると教育格差につながるため、総務省からも指導助言をお願いできればと思っている。

総務省：GIGA スクールの事業で光ファイバーを整備する場合は、新規整備については条件不利地域という制限がある。しかし、地方自治体が過去に自ら整備され、時間が経ち、その維持に十分なコストをかけることができない場合に、民間事業者はその設備を譲渡する際には、そこにかかる費用の補助も行っている。ぜひ活用をしていただいて、地域の光ファイバーの整備に努めていただきたい。われわれは地方自治体と電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者に対して補助を行っているので、活用をしていただきたい。

総務省：5G 基地局について、大容量同時多数接続という意味では、GIGA スクール事業と親和性がとても高いとわれわれも感じているが、こちらはスマートフォンと基地局の間の問題になる。先ほど指摘されたように、校内ネットワークについては光ファイバーや Wi-Fi で対応できているのではないかとと思われる。5G 基地局というより、校内からその外に出て、市内の光ファイバー回線の太さが問題となっているのではないかと考えている。どこが課題になっているのかよく確認をしていただきたい。5G 基地局の整備は進んでおり、全国でも人口換算で 96%までカバーできている。居住エリアでの整備にはなるが、学校が居住エリア内にあれば、基本的には 5G は届いていると思われる。入院されている生徒や登校できない生徒は居住エリア内の病院や自宅にいるため、5G は利用できるのではないかと。問題になっているのは本当に 5G 基地局なのかどうかというところは昔から議論がされているので、そこはよくご確認いただきたい。

### 日高教：5. 過疎対策の推進について、高校を核とした地域活性化事業等を過疎地域持続的発展支援交付金の使途に加えられたい。

総務省：過疎地域持続的発展交付金のメニュー(集落ネットワーク圏形成支援事業、持続的発展支援事業、定住促進団地整備事業、遊休施設再整備事業)のうち、持続的発展支援事業については、過疎市町村が実施する ICT 等技術活用と人材の確保、育成の取り組みや都道府県が実施する人材の確保、育成の取り組みを支援することとしている。高校を核とした地域活性化事業等について、具体的な内容は承知していないが、高校を核とした人材の確保、育成の取り組み、または市町村が行う ICT 等技術を活用した地域課題解決に向けた取り組みであれば、ご紹介したメニューの活用は可能であると考えている。

日高教：愛媛県では県立学校で全国募集をしている学校が12校あり、過疎地域に全国から高校生が入学することで、過疎地域の活性化につながっている事例がある。

日高教：6. 教育公務員をはじめとして地方公務員の定年引上げ及び高齢期雇用施策については、次のように実施されたい。

(1) 定年引上げについて、暫定再任用等も含め教員の職務の専門性や現状では60歳以降も業務内容に変更がないという勤務の特殊性を十分考慮した給与水準の確保を図られたい。

総務省：地方公務員法第24条2項の均衡の原則のもと、教育公務員特例法第13条の通り、地方公務員の職務と責任の特殊性に基づいて、各地方公共団体が条例で定めることとなっているとお伝えしたところ。定年引上げに伴う地方公務員の給与水準についても、国家公務員において講じられている措置に準じて必要な措置を講じる必要があると考えている。

日高教：定年引上げとなった方や暫定再任用の方の意見を聞いていると、仕事に対するモチベーションを保てないという声をよく耳にする。60歳以降や暫定再任用になった際に、課長や主任など重要な役割を担うこともあり、業務内容が変わらないにもかかわらず給与が急激に減ってしまうことがモチベーション低下の原因になっていると感じる。それを理由に辞められる方が増えてきており、教員不足に拍車をかける事態になりかねない状況となっている。60歳以降の給与水準の在り方について改善をお願いしたい。

日高教：先ほど高知県の教員採用試験（小学校）の話が出たが、当初の採用予定枠より余分に採用合格者を出していたが、想定以上に辞退者が出る事態となり、追加募集をこの秋に実施することになった。都心と地方で給与差が大きいと、どうしても東京と高知を併願した場合、東京を選ぶ傾向にある。公務員が地域や国を支える魅力的な仕事であることを伝えつつ、処遇・待遇も魅力的なものに改善し、公務員の魅力向上のためにご尽力いただきたい。



要望書を手交する金子中央執行副委員長

### <厚労省要請>

厚労省からは、労働条件政策課 新たな働き方推進係、在宅労働課 テレワーク係、障害者雇用対策課 職業指導係、障害福祉課就労支援係、雇用保険課 給付第二係、保険課、職業生活両立課 課長補佐の8名にご対応いただいた。日高教からは佐川中央執行委員(福島)ら4名が参加した。

日高教：1. 令和7(2025)年度厚生労働省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(5) 民間におけるテレワークや勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進及び長時間労働の抑制と選択的週休3日制度等の普及促進に向けた支援に関して、自治体への情報提供を積極的に取り組まされたい。

厚労省：厚労省においては使用者が適正に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる適正な労務管理下におけるテレワークの定着促進のために、民間企業や民間団体に対し、テレワークガイドライン、テレワーク就業モデルの周知、テレワークに関する労務管理やICT活用についてワンストップで相談できる窓口の設置、企業のテレワーク導入事例を紹介するセミナーの開催、先進的な取り組みを行っている企業への業種及びその取り組みの周知、中小企業事業主に対するテレワーク導入に対する費用の助成などを行っている。

勤務間インターバル制度の普及促進については、企業の方々に勤務間インターバル制度導入の効果やメリットをわかりやすく発信していくことが重要であると考えている。厚労省では勤務間インターバル制度を導入する際に参考となるマニュアルを作成や周知、導入した企業の取り組み事例の周知、勤務間インターバル制度の導入に向けたシンポジウムの開催等、幅広い情報提供を行っているところである。

年次有給休暇の取得等に向けた働き方の見直しについては、休暇を取得しやすい時期や年末年始、ゴールデンウィークやシルバーウィークに年次有給休暇取得に向け、集中的な効果を周知しているところ。厚労省のポータルサイトで企業の取り組み事例を掲載し、周知しているところである。

長時間労働の抑制について、中小企業に対しては、働き方改革推進支援センターにおいて、社会保険労務士等の専門家の方々に相談やコンサルティングを実施いただくほか、労働時間の削減等を行った場合の働き方改革推進支助助成金の支給を行っており、このような取り組みで支援を行っている。当該センターの案内は、労働時間削減の好事例について厚労省の働き方改革特設サイトで活用事例の情報提供を行っている。

選択的週休3日制度については、制度を導入している企業の好事例を収集し、ポータルサイト等で幅広く周知しているところである。

日高教：テレワークに関して、県によってはテレワークを先生方も使われているところが出てきている。採点がデジタル採点でできるようになっている県ではパソコンにデータを取り込むことができるため、テストが終わった午後、データを持ち帰って子育てや介護と両立しながら採点するという事例があげられている。テレワークの業務として多くあがっていたのが教材研究である。一方で先生方の仕事のメインである授業に関してはまだまだである。自宅から配信した授業を子どもたちが受けられるような環境が整備されるとさらに働き方の選択が増えてくると考えている。また勤務間インターバルについては、われわれ県立学校となると勤務場所が全県一区となっており、遠距離通勤の方もおられるため、この制度の設計については難しいところもあると思っている。特に朝打ち合わせをしてから始まる学校もまだまだあるため、インターバルを遵守すると帰る時間が遅くなった場合に翌朝の打ち合わせにいない状態等も考えられる。こうした課題の解決に向けて一緒に考えていけたらと思っている。学校で進めるにあたっては時間管理の方法についても学校ならではの特性があるため、しっかりとインターバルの時間がとれるような制度にできればと考えているところである。



要望書を手交する佐川中央執行委員

**日高教：3. 障害のある生徒の就労に向けた取り組みを一層促進されたい。加えて、障害者の就労支援対策を一層充実させるため、障害者総合支援法にもとづく就労系障害福祉サービスなどの施策を拡充されたい。特に、就労支援員の配置拡充については、特別支援学校等のニーズを踏まえたものとなるよう取り組みを図られたい。**

厚労省：就職を希望する障害のある生徒については、ハローワークと連携して、本人の希望や障害特性を踏まえて、担当者制度を活用しながらきめ細かな支援を行っている。障害のある生徒を対象とした事業として、障害者向けチーム支援を実施している。フライトハローワークが中心となって、特別支援学校を含む関係機関、教職員の方や支援者の方などから構成される就労支援のためのチームを設置して、就職を希望する生徒を対象に準備段階から就労支援、採用後の定着支援までの支援を行っていく仕組みとなっている。また福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業も実施しており、福祉施設や学校団体、スイッチの方など、上の段階に達していない障害者の方を一般雇用に移行させていくことを目的とした事業である。そのためには本人や保護者の方、特別支援学校や就労支援機関に対して就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進、受け入れに不安がある企業の情報発信が面接会によるマスキングサポートなどを実施している。今後もこのような取り組みを実施し、関係機関の方々と一緒に手を携えながら障害のある生徒の就労支援を推進してまいりたい。



厚労省交渉の様子

多くの障害者が自立した生活を送るための基盤として、障害福祉サービスにおける就労支援は非常に重要であると考えている。一般就労を希望する方にはできる限り一般就労していただけるよう、就労移行支援事業の活用等により可能な限り支援するとともに、現行の就労継続支援A型、B型といった障害福祉サービスを利用できる体系となっている。また職場定着に向けた支援を行うサービスとして、就労選択支援事業を設けている。就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者については、就労に伴う生活面の課題解決や企業への関係機関等との連絡、調整など必要な支援を継続して実施している。就労支援事業所における就労支援員の配置拡充について、同一管内の就労継続支援事業所や就労継続支援事業所等との就労支援ノウハウの共有に関して、人材活用の観点から常勤要件を緩和して、常勤職員の配置を可能としている。いただいたご意見を踏まえながら、今後も引き続き必要な取り組みを進めてまいりたい。

**日高教：2022年の調査結果を見ると高校における支援の必要な生徒は2.2%というデータが出ていた。多くの支援が必要な生徒がいる中、障害者とは診断されていない生徒も一定数いる。通級指導を導入する学校も増えてきており、地域からのニーズは高い。学校現場としては特別支援学校だけでなく、高校にも支援を要する生徒がいるという実情がある。そういった生徒に対する就労支援についても今後検討していかなければならないと感じている。**

**日高教：4. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。**

**(1) 出産時助成金や育児休業給付金の拡充を進め、出産・子育てに係る経済的・精神的負担の軽減を図られたい。**

厚労省：育児休業給付金の給付率は当初25%だったが、現在は50%となり、さらには最初の180日間は67%、手取りで8割ぐらいの水準になっているところである。こちらは企業保険制度で運用しており、厚労省労働政策審議会の意見では、休業中の所得保障という政策の目的を超えているのではないかとといった意見や、保険料の引き上げにもつながるといった意見もあり、更なる拡充については慎重な意見が多い状況である。また失業給付等の水準を踏まえて設定されており、そういったバランスも見なければならぬ。ただ一方で子育て支援政策という面もある。厚労省が令和4年度に実施したアンケートを見ると、特に男性が育児休業をとらなかった理由として、収入を減らしたくなかったという意見が4割を占める傾向がある。続いて、職場の雰囲気や仕事の繁忙状況等があげられている。子ども子育て支援金を活用し、来年度4月1日からご夫婦で14日以上の育児休業をとった際、現状67%の育児休業給付金に、28日間だけではあるが13%分を上乗せし、給与の8割とすることで、手取りが変わらないぐらいの水準となるようにし、その問題点を解消する予定である。あとは、子育て支援金を活用した事業として、子どもが2歳までの間に自宅勤務をした方を対象として、時短勤務をした場合には最大で10%を支給する給付金もあるので、この制度を活用してぜひ育児休業を取得していただけたらと考えている。

現在の制度においては出産に要する経済的な負担を軽減するために、出産育児一時金を支給している。支給額については、その費用が年々上昇する中で、平均的な出産費用を全て賄うよう、昨年4月から48万円から50万円に引き上げた。これにあわせて出産費用を見える化することとなり、こちらの見える化を進めるべく医療機関等と連携し、データを整理し、どれぐらいの費用がかかるのかということ公表しているサイトを活用して、今年5月から運用を開始している。こうした政府の動きと並行して、出産費用の分析をまとめた広い支援策の策定についても動いているところである。情報として、昨年12月に閣議決定された内容として、2026年から出産費用の保険適用の運用に努め、出産に関する支援等の更なる効果について検討を進めることとなった。こちらの閣議決定を踏まえて、安全に出産できる環境整備として出産費用の保険適用を含めた支援策の検討、在り方について検討していく。今年の6月末から厚労省で有識者による検討会を設けて検討していく。具体的な支援の在り方については今後検討していくこととなっているが、引き続き多くの方の安心・安全な出産に向けて取り組んでまいりたい。

**日高教：2年前に自分自身が育児休業を1年間取得した。クラス担任を持っていたが、同僚に相談した際に背中を押してもらい取得した。私自身、多くの制度を実際に体感し、そのありがたさを感じたところである。育児休業は子どもが3歳に達するまで取得できるということであるが、育児休業給付金は1年間しか出ない。本当は3年間取得して、自分の子どもたちの成長に関わりたかったが、収入面の不安から保育園や幼稚園に預けて職場復帰しなければならないという人もいらっしゃる感じている。教員だけでなく全ての労働者がより働きやすい環境を求めていきたいと思っている。**

**日高教：(6) 育児・介護において、男女問わず積極的に取り組めるよう企業等への指導・助言や社会的に認められるような施策を推進されたい。**

厚労省：育児介護休業法では、民間事業所に対して男女問わず希望する方が希望する期間育児休業を取得することができ、育児や介護と両立を図りながら働き続けられるように、労働者からの申し出によって短時間勤務等の制度や残業を免除する制度、看護休暇、介護休暇といった両立支援のための制度が利用できるということを育児介護休業法の中で定めている。令和3年の法改正では、男女労働者が職場に気兼ねなく育児休業を取得できるよう、本人または配偶者が妊娠・出産したことを申し出た労働者に対して、育児休業制度の内容や内容の個別周知、取得の意向確認のほか、雇用環境の整備として研修を実施したり、相談

窓口を設置するなどの対応を事業主に義務付けている。さらに令和6年の改正により、子どもの看護休暇を、残業免除の対象となる労働者を拡大させている。その他、3歳以上小学校就学前の方を養育する労働者が柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることを事業主に義務付けることとしており、この法改正については令和7年4月から段階的に施行される予定である。加えて本年の改正で介護についての両立制度を知らなかったことによる介護離職を防止するために、家族の介護に直面したということを出した労働者に対して介護休業制度などの内容の個別周知や取得の意向確認、また介護に直面する前の変異段階の40歳前後での両立支援制度に関する情報提供を事業主に義務付けている。ほかにも育児と同じように雇用環境の整備として研修の実施、相談窓口の設置などの対応を事業主に義務付けることとしている。この介護の制度についても令和7年4月からの施行を予定している。事業主がこのような措置を労働者の意向を踏まえて確実に実施できるよう、都道府県労働局の雇用環境均等室において労使からの相談を受けているほか、必要に応じて企業に助言・指導の実施、仕事と育児・介護の両立に関し、労使間に紛争が生じている場合については紛争解決の援助制度や中継制度を活用して、紛争の解決を図る仕組みもある。引き続き、男女問わず、子育てや家族介護と仕事を両立しやすい職場環境の整備に向けてあらゆる機会を捉えて、法律の内容の周知啓発に努めるほか、労働者の仕事と育児や介護の両立支援に取り組む中小企業を対象とした専門家派遣などの個別支援を実施するほか、助成金の支給も行っている。

**日高教：**勤務校においても男性の先生で育休を取得されている方がいらっしゃる。ただし、代替教員が見つからず、県教育委員会に代員をお願いしても見つからない。そのため該当校でどうにか探してほしいということになり、管理職が手当たり次第連絡している現状がある。幸い勤務校の近くに大学があり、大学院生をお願いしてきてもらっている状況である。しかしながら場所によっては大学院生に頼むということが困難な学校もある。働いている地域や学校に問わず、代替教員の確保ができるような施策があればありがたい。

### 〈財務省要請〉

財務省からは、主計局文部科学係主計官補佐、主計局厚生労働係主計官補佐、主計局地方財政係調査主任の3名が参加した。日高教からは小野山中央執行委員長(日高教・島根)ら6名が参加した。

**日高教：**2. 令和7(2025)年度文部科学省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(2)教職調整額13%を確実に実現されたい。また、新たな職の創設については、現在の2級給料表の引き下げにつながらないよう、取り組まれたい。

財務省：まさに文科省と議論しているところである。ここで何かを断言することは出来ない。財源をどう集めていくかというところを文科省と議論している。ここで確かなことは申し上げられないという事情は理解していただきたい。残業の話も何かが決まった訳ではない。

**日高教：**残業代を支出することになった場合、法整備はどのように進めていくように考えているか。法整備を行うことになると、時間がかかり、先生の離職やなり手不足が進む状況に歯止めがかからなくなる。教職調整額については現場の期待値は高いと思われる。せっかく出てきた教職調整額の改善に関する議論が長い期間進まないとなると先生方の意識やモチベーションが下がってしまうのではないかと懸念している。財務省としてはどのように考えるか。

財務省：残業代については政府が何か言ったわけではないため、法改正を行うかどうかについては今後の方針が決まってから議論することになる。来年の予算については現在議論が進められているところである。

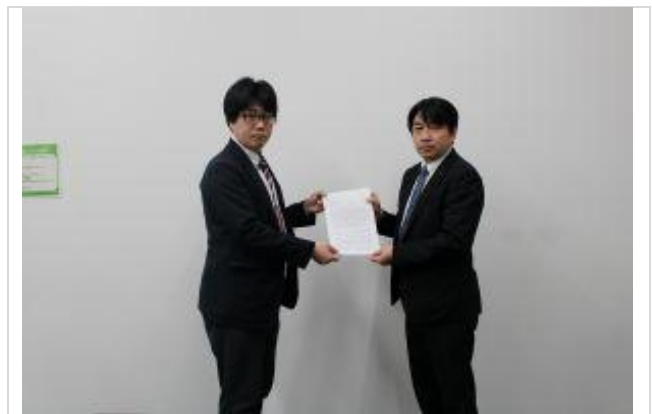
**日高教：**教職調整額13%の実現に向けての署名活動を行った際、現場の先生方からの期待値の高さがうかがえた。教員の業務は多岐にわたることから、残業代へ移行する場合には労務管理が難しいと考える。残業代が出る、出ないという仕分けをするにも時間がかかると思われる。給特法において残業と認められていないような業務についても整理していかなければならない状況であると思われる。さらには部活動の教育的位置付けについても整備されていない状況であり、残業となる業務の整備については多くの時間がかかることが予想される。それだけ教職調整額13%という数字のインパクトは大きいと考えている。

財務省：政府として教職調整額や残業代について何か意思決定をしたわけではないので、様々な可能性を考えて、よりよいものとなるよう議論を進めていきたい。

**日高教：**現場の教職調整額13%に対する期待が膨らんでいる。是非反映を前向きに考えてほしい。

財務省：人員を増やすことや教職調整額を13%に引き上げることについて意見として伺いはするが、われわれとしては教員の働き方改革として残業を減らす方向性で考えている。財源を残業代にシフトすることではなく、先生が学校の業務に注力できるような形で仕事を仕分けしていくことが大事である。それ以外の仕事については外部人材や専門家に依頼するなどして、チーム学校としてやるべき人がやるべきことをしっかりやるということが大事であると思われる。学校の働き方を改善し、ブラックな環境を改善することについてしっかりと議論をしたうえで、給与の議論をしていかなければならない。申し上げたいことは理解しているので、人員増や給与を引き上げることについてはバランスのよいところで決定したい。

**日高教：**教職調整額13%への引上げは教員の特殊性についてようやく認めてもらえた、と感じている。財務省の方もご存じだと思うが、学校業務は特殊で仕事量が計算しにくい。例えばテスト作成や教材研究において、それぞれの先生方の考え方により、それらにかかる時間が異なるなど、個人に裁量が任されている現状である。そのなかで残業代を出すというのは難しいと考える。様々な業務があり、様々な働き方をしている方がおり、部活動については高校は地域移行にもならずということになると、残業代よりは教職調整額13%の方がいいのではないかと考えている。このような現場の声があることは理解していただきたい。



要望書を手交する小野山中央執行委員長



要望書を手交する小野山中央執行委員長

財務省：今の段階では何も申し上げられることはなく、引き続き議論していく。残業代については政府が決めたわけではない。残業代というよりは残業自体を減らしていかなければならないと考えており、仕事の在り方を見直さなければならぬと考える。先生でなければできないこと、先生以外（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、事務員など）がやるべきこと、仕事を選別しながら、先生がより集中すべき業務に集中する環境を作らなければならぬと考えている。

日高教：教職調整額はわれわれの業務が多様化、多忙化し、質・量・専門性などが求められる中で、その仕事に対する尊厳やプライド、教育に関わる教員という仕事の価値として教職調整額を引き上げていかなければならぬと考える。残業代は働き方改革の先にあるものだと考えており、教職調整額と残業代は分けて議論していただきたい。働き方改革をしっかりと進め残業代が減っていけば、財政的にもそこで働く方たちにとっても幸せになるのではないかと考える。今先生方が何とか現場で踏ん張っている状況である。さらに段階としては、まずは効果の即効性として教職調整額の引き上げ、そこで働き方改革がしっかりと進めば残業代へシフトしながら調整額を支給するような仕組みにしていくことができると考えている。

日高教：2. 令和7(2025)年度文部科学省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(4) GIGAスクール構想支援体制事業に関して、次のように図られたい。

- ① 端末や情報通信ネットワーク環境設備の「更新費用」について、高校・中等教育学校（特に後期課程も含めて）・特別支援学校においても国が負担するよう予算措置を講じられたい。
- ② GIGAスクール運営支援センターの整備事業については、児童生徒の支援だけでなく教職員の支援や負担軽減が実現できるよう、引き続き予算を確保されたい。
- ③ 次世代の校務デジタル化推進実証事業を通して、学習系と校務系、行政系のデータの連携を実現し、業務の効率化や働き方改革が推進できるよう、取り組まれたい。特に、「新たな教師の学び」を支える研修を独立法人教職員支援機構において先行して取り組まれたい。
- ④ GIGAスクール構想支援体制事業を推進し、自治体間での格差を解消されたい。
- ⑤ ネットワークアセスメント実証促進事業においては、校舎だけでなく、校地内の校庭・農場や実習（練習）船なども導入されたい。

財務省：予算編制中である。GIGAスクール運営支援センター整備事業については概算要求に入っていないので議論は出来ない。GIGAスクール構想については様々な事業があるため、今、まさに議論しているところである。ネットワークアセスメント実施促進事業については授業する場所に設置するというようになっていくと思う。

日高教：4. 令和7(2025)年度厚生労働省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(7) こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進においては、文部科学省及びこども家庭庁等とも連携し、自殺の減少を実効あるものとされたい。

財務省：子どもの自殺対策では過去最高水準の自殺者数であり、石破総理も所信表明演説で自殺防止対策をしっかりと強力に進めていくとあったところである。こちらは自殺危機対応チームには当然専門家を集めてやっていく。文科省やこ家庁を含めた関係機関と連携して推進していく。財源が限られている中でもしっかりと取り組みを進めていく。

日高教：6. 教育予算の編成にあたっては、真に必要な施策や事業を精査することにより決定されたい。特に、財政基盤の弱い地方の教育実態に鑑みた施策検証を図られたい。

財務省：仰る通りで、効果が出るのかということも含め文科省と議論していく姿勢は変わらない。地方の教育実態に関しても今後議論をしていく。

#### <こども家庭庁要請>

こども家庭庁からは、支援局虐待防止対策課 係長、支援局虐待防止対策課 係長、成育局成育環境課 課長補佐、成育局成育環境課児童手当管理室 専門官、成育局保育政策課公定価格担当室 主査、支援局総務課 自殺対策室 課長補佐、支援局総務課 主査、7名が参加した。日高教からは廣瀬中央執行委員(島根)ら4名が参加した。

日高教：2. 令和7(2025)年度こども家庭庁関係の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(1) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等に関して、次のように図られたい。

- ① ヤングケアラーへの支援について、ヤングケアラー・コーディネーター配置拡充を図られたい。
- ② 児童虐待防止対策としてICTを活用した児童相談所の相談機能の強化や児童福祉司等の人材育成に関する事業の拡充を図られたい。

こ家庁：ヤングケアラー・コーディネーターについてはこれまで年齢のしぼりのないヤングケアラー・コーディネーターの配置について予算補助をしているところである。自治体で活用されやすいように18歳以上のヤングケアラー・コーディネーターが配置しやすいように引き続きフォローしていきたい。児童相談所において、ICTについてはタブレットを購入した際に補助をだすというのは従前からあったものである。ただし、タブレットを購入したからといってICT化につながるものではない。児童相談所については、自治体ごとによって導入しているシステムが違う。令和5年度から児童相談所において、システムを導入、改修した場合に補助ができるように創設した。人材育成については、人材育成に限らず、定着が課題になっている。児童福祉士、児童心理士の国としての目標を立てているものの、昨年から目標に達していない。おっしゃって頂いているとおり、定着支援が大切である。昨年度の補正予算で、児童相談所の採用、人材育成、定着支援事業を創設した。例えば、児童相談所で働くことの魅力を発信したり、児童相談所の職員のためのカウンセラーを配置する支援を行っている。ICT化の事業も「こどもふれあい戦略」に盛り込まれている。こちらは令和7年度も概算要求している。こういった施策が現場で活用されるのか注視しながら進めていきたい。



要望書を手交する廣瀬中央執行委員

日高教：様々なボランティア経験や学校生活の中で、「この子ヤングケアラーなのかな？」という子がいて、見えにくい状況がある。また、「ヤングケアラー」というものを知らない子どももいる。ポスターだけでの周知ではなく、ヤングケアラーの届け方の工夫が必要だと感じている。子どもたちから、自分を児童相談所に入れてほしい、といった申し出ある位、児童相談所は便利になるところである。だからこそ、児童相談所の誰と話しても同じ対応して頂けるような、対応の質をどう担保していくのが重要であると考えている。現在、成り手がいないという状況かと思うが、その原因をしっかりと把握して頂き、頂きながら、子どもたちにとって便利になる児童相談所であってほしいと考えている。

日高教：1. 令和7(2025)年度こども家庭庁関係の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(2) こどもの居場所づくり支援の推進において、中高生世代へも実効あるものとなるよう取り組まされたい。

こ家庁：中高生、特に高校生は地域から離れた学校に通うことで、支援が続かないのが課題。中学校からでも高校生からでも通える居場所づくりが課題。モデル事業として、校内に居場所を作る取り組みをしている。子どもたちの居場所がどういった居場所が良いのか、自分たちの声を誰に伝えれば良いのか、居場所は関係性と捉えているので、誰と出会う、誰と関わっていくのか、地域の中で家庭を支援していくかが課題。令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」として取り上げている。思春期の子どもに限らず大学生や20代を含めた居場所づくりを推進していくことになっている。今年度、モデル事業として、居場所づくりのコーディネーター事業で自治体をバックアップする事業を強化している。

日高教：学校外の居場所について、学校外での学習成績の反映も子どもの居場所づくりの範疇で進められていくことになると思うが、成績つけるとなると、その業務がどのようなようになるのか懸念をしている。また、フリースクールの学習を成績に反映させるにあたっては、指導者に教員免許が必要なのか、心配の材料である。勉強が苦手でフリースクールに来ているので、ここでも勉強するのか、という本末転倒の結果を招くのではないかと、という心配もある。これらを含めて、実効あるものになるよう取り組んでいただきたい。

日高教：3. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(4) 第3子において拡充・実施されている、児童手当、幼児教育・保育の無償化については、子育て参画したいという気持ちを促せるよう、第1子から拡充・実施されたい。

こ家庁：令和6年の10月に所得制限の撤廃、支給年代の拡充、第三子以降への拡充として3点実施している。これに関して、1人目への支援が大切であることは認識しており、今回、高校生年代まで拡充している。また、これまで所得制限があった方に対して、所得制限を撤廃しているため、第一子への支援も含めて拡充している。3人以上子育てをしている世帯が減少していることや、3人以上子育てをしている世帯において経済的支援の必要性を踏まえて、先ず、第3子において拡充している。出産育児一時金の引上げもしており、出生に関わる全てのことを実施した上でどのようにすべきか考えるべきである。引き続き、児童手当の抜本的な拡充をしっかりと進めていきたい。令和元年の幼児教育・保育の無償化については、多子負担の軽減の観点から第2子を半額、第3子は無償としている。今現在、0-2歳について保育園を利用している方は4割程度で、のこり6割の家庭で保育をしており、公平な制度の観点から考えると、まだまだ慎重な議論が必要だと考えている。

日高教：私自身も含めて、周りの教員の多くの人が晩婚化の中心である。第1子をそろそろ考えても良いなと思えたのは35歳頃で、20代の収入では到底、第1子を考えられない経済状況であった。やはり第1子から第3子程度の手厚さが必要。保育園についても第2子半額、第3子無償化となるが、第1子の負担が夫婦共働きであっても経済的な負担が大きく、子育てをしてみようという気持ちの減退につながっている。引き続き、「子育てをしてみよう」と思えるような制度の拡充をお願いしたい。

日高教：5. こどもの自殺対策、いじめ防止対策や不登校児童生徒の支援の強化について、文部科学省と連携しながら迅速に対応されたい。一方、不登校児童生徒の対策については、学校へ過度な負担とならないよう配慮されたい。

こ家庁：こども家庭庁では、厚生労働省や文部科学省、警察庁など関係省庁を構成員とする子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議を定期的に開催し、昨年6月に自殺リスクの早期発見から適確な対応に至る様々な取り組みを盛り込んだ子どもの自殺対策緊急強化プランを取りまとめ、今年8月にこのプランの目標や進捗を見える化したロードマップを作成し、その取り組み状況を確認する等の取り組みを進めている。文部科学省をはじめ、政府一丸となって総合的な施策を推進しているところである。子どもの自殺の実態解明に取り組むため、教育委員会のご協力を頂き、要因分析を行う調査研究を行っている。特に文科省と連携して子どもの自殺の実態解明や課題把握等に取り組んでいく。いじめについては、先般公表された令和5年度の調査結果でもいじめの件数が過去最多になっている。こども家庭庁はいじめを政府全体の問題としてとらえなおして、警察など学校以外の力も集約して総力をあげたいじめ防止対策に取り組んでいくことが重要であると考えている。令和5年度からこども権利利益養護の観点から、学校や教育委員会ではなく、自治体の専門家等を活用したいじめの相談から解消まで取り組む手法の開発・実証であったり、学識経験者等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして活用するいじめの調査を行う自治体から委員の人選や調査方法に関して助言などを行っている。関係省庁連絡会議も開催して、いじめ防止対策の強化に向けて連携を進めていきたい。不登校への支援は学校での対応が中心となっていたが、不登校になる要因にはさまさまあり、学校だけで対応するのは負担が大きいことは承知している。こども家庭庁では、家庭の状況に課題があって不登校になっている子どもについて、福祉的側面からの支援も必要と考えられる子どもについては、自治体と福祉部局においても支援が行っていきける体制づくりを重要視している。地域で行う不登校支援モデルについては、令和7年度の概算要求にもものせているところである。

日高教：学校の教室が先ず安心できる場所であるとして取り組んでいる。しかし、自分ひとりの力では子どもを救うことはできないので、チーム学校として取り組んでいる。学校外の場所は非常に大切だと考えている。不登校の子に対してできることが制限されているので、全体でセーフティネットをはって、学習権を保障できる施策をしてい頂ければと思う。ある先生のお子さんが不登校になった。年休が足りなくて、職を辞めざるを得ない状況。しかし、シングルマザーであるため、生活のために仕事を辞めることはできない。そういった子どもに対して中には自死を選ぶ子もおり、先生だけではやりきれない状況で



こ家庁交渉の様子



あり、人が必要である。学校としては対策をしたくないわけではなく、学校だけで手一杯の状況がある。今後も引き続き施策をお願いしたい。

- 日高教ご意見ボックス -

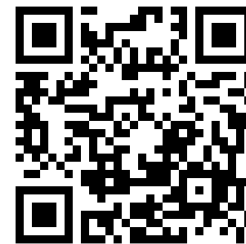
日高教ニュースをご覧頂きありがとうございます。

日高教ニュースは日高教と各単組の組合員の皆様の唯一のパイプです。日本高等学校教職員組合では年間を通して9回の中央執行委員会、4回の定期中央委員会の会議を行い、5回の要請行動を行っています。

その中で、「共有したい現場の課題」、「国や省庁へ要望してほしいこと」、「話題として取り上げてほしいこと」、などを広く募集します。頂いた課題、要望事項、話題は中央執行委員会で取り上げて、要請行動や今後の取り組みに反映できるよう努めてまいります。

**頂いた内容は、内容に応じてこちらの日高教ニュースでもご紹介させていただきます。**

こちらのQRコードからぜひ、課題、要望事項、話題をお気軽にお寄せください。



次号案内「1026号 全国教育研究集会」